

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百八十七号

次の種畜について家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定により種畜証明書が交付された。

昭和三十三年八月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次
◇告示 種畜証明書の交付
土地改良事業計画の縦覧

種畜証明書番号	名号	種類	生年月日	産地	血統	検査成績	飼養者の住所氏名
昭三二鳥取二	秀泰	黒毛	三〇、二、五	西伯郡大山町	益広 九九	二級	西伯郡淀江町
四二	和種				第二たやま 本黒四〇九四		橋本誠之助
四三	片山		一〇、二、二	日野郡江府町	雄峰 黒三七八四		日野郡江府町
					ほをく 一九三、三六五		片山 博
四四	米富一		二六、二、〇	日光村	光 本黒二四五六	一級	福栄村
					よねとみ二 本黒四六九八		山崎 徳義

鳥取県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、湖山町下代土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年八月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十二年八月七日から八月二十六日まで

三 縦覧の場所

鳥取市役所

四 異議の申立

利害關係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて

知事に申し立てること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町